

至々たる以下持て得る長は望まざるが算及万の損致の解決  
案を案として双方之の承認を以て暫延して内滿解決せし。

要する事項 1. 藤本外資の解散を即時取消せしむ。

2. 即時帳簿の整理を本座に任せしむ。 3. 最底日帳運送料を二月間の手

一円五毛に値上げせしむ。 4. 月五日の公休日を主座に 5. 理事長の公選

を定むるに。 6. 出勤者への乗車料如何の拘束を出勤者多トして自給

料を認めしむ。 7. 料金を揚げる責任を他類に撤廃 8. 強利を緩和

料率、アエと進して停止せしむ。 9. 班費を子に支給する公表を全費

に公平に分配せしむ。 10. 給料の内借を認めしむ。 11. 一月一

回費用を全額会社で負担せしむ。 12. 食堂を法外に便宜